

2024年8月28日

各 位

豊田信用金庫

『将来のための代理人予約サービス』取扱い開始のお知らせ

豊田信用金庫（理事長：藤嶋 伸一郎）では、2024年9月2日（月）より、将来の認知・判断機能の低下に備え、代理人を指定していただける「将来のための代理人予約サービス」の取扱いを開始します。

本サービスは、お客様が健康なうちにあらかじめ代理人を指定していただき、万が一、認知症になられたとしても、お客さまに代わり代理人が当金庫と取引できるサービスになります。この手続きを行うことにより、当金庫との取引において、制限が大幅に緩和され、現在の状態に近い形でのお取引が可能となります。

記

1 取扱い開始日

2024年9月2日（月）

2 サービス概要

○申込（予約）受付

申込本人と代理人の2名で一緒に来店いただき申込（予約）受付。

○代理人の条件

配偶者または血縁関係のある親族（二親等以内 但し、成年に限ります）1名のみ指定可能。

○代理人取引開始の条件

申込人本人の認知・判断能力が低下していることが確認できる医師からの診断書の提出が必須条件。

○代理人が取引できる主な内容

- ・預金の入出金、振込、税金の納付（当座預金を除く）
- ・預金口座新規開設・解約
- ・各種諸届の手続き（変更届、喪失届）
- ・残高証明書、取引明細表発行等

○サービス手数料

- ・本サービス（予約）申込時 11,000円（税込み）
- ・代理人取引に移行した後（代理人に名義変更手続きを行った後）13,200円／年（税込み）

以 上

将来のための 代理人予約サービス

将来の万が一の備えとして、お客さまとご家族のみなさまに
安心して楽しく暮らしていただくためのサービスです。

認知・判断能力が
低下したら預金取引が
できなくなるかも…



認知症になったら
どうしよう…

将来のための 「代理人予約サービス」を利用すると…

ご本人さまが将来認知症になり認知・判断能力を喪失されてしまった
場合でも、診断書をご提出いただければと
ご本人さまに代わって、あらかじめお届けいただいた代理人の方が
預金取引を行うことができるようになります。
ご本人さまの預金をまとめていただくと安心です。

不動産管理でお困りの方、別途ご相談ください

将来のための
代理人予約サービスなら
万が一、認知・判断能力が
低下しても、安心です。



代理人予約サービス申込



代理人取引開始



詳しくは窓口まで
お問い合わせください

 豊田信用金庫

将来のための代理人予約サービス

商品概要説明書

対象の代理取引		・当座預金を除く預金の入出金、振込、税金の納付 ・預金口座新規開設・解約 ・各種諸届の手続き(変更届、喪失届) ・残高証明書、取引明細表発行 ・口座振替の設定 ・出資の譲渡 ※預金者が認知症になってしまった後に代理取引開始となります
ご利用いただける方		・日本国籍を有する個人のお客さま ・当金庫に普通預金口座をお持ちの方 ・預金者および代理人ともに、「将来のための代理人予約サービス」の重要事項説明書の内容に同意できる方
代理人		・配偶者または血縁関係のある親族(二親等以内 ただし、成年に限ります) ※二親等以内とは、子供、父母、兄弟、姉妹、孫、祖父母になります。 ・代理人は1名のみ指定可能です。 ・当金庫に預金口座をお持ちの方(申込受付時、新規作成可能)
代理人との取引		・取引の都度、代理人の本人確認ができる書類(運転免許証・健康保険証他)を持参してください。 ・当金庫は、代理取引にかかる根拠となる書面(請求書や領収書等)の提示を求めることがあります。
利用手数料		・本サービス申込時11,000円(税込み) ・代理人取引に移行した後13,200円/年(税込み)
変更・停止		・サービス内容の変更や、サービス利用停止の希望がある場合は、口座開設店にて所定のお手続きをお願いします。
ご注意事項		・本サービスについては、預金者の口座開設店にて申込む必要があります。 ・代理人による取引についても該当店舗のみとなります。(僚店での取引はできません) ・共通印鑑届利用先に限ります。 ・代理取引開始後、預金者の推定相続人から代理取引に関する開示請求があれば、当金庫はそれに応じます。 ・以下の場合には、当金庫の判断でサービスを停止させて頂く場合があります。 1. 預金者または代理人が死亡した場合 2. 代理人の認知・判断能力が低下した場合 3. 代理人が行う取引に疑念や不審な点があると当金庫が判断した場合 4. 預金者に成年後見制度の開始があった場合 5. 預金者の認知・判断能力が回復した場合 6. その他、当金庫がサービスの提供が相当ではないと判断した場合
流れ		・本サービスは、申込時と代理人取引開始時で手続きが2回あります。 ・1回目の手続きは本サービスの申込となり、預金者と代理人の2名で一緒にご来店いただきます。 ・2回目の手続きは代理人取引開始の申出となり、代理人にご来店いただきます。 ※2回目の手続き時に医師の診断書にて、預金者が認知症になったことを確認します。 ・2回目の手続きで、代理人取引開始の申出いただいた後から、代理人取引が開始します。 ※代理人取引開始後は、預金者本人による取引ができなくなります。
必要書類	1回目 (申込時)	・預金者と代理人の本人確認ができる書類(運転免許証・健康保険証他) ・預金者と代理人の関係が確認できる書類(戸籍謄本等) ・預金者名義の全ての通帳・証書・キャッシュカード
	2回目 (代理人取引開始時)	・医師の診断書(認知症であることが確認できるもの) ・代理人の本人確認ができる書類(運転免許証・健康保険証他) ・預金者と代理人の関係が確認できる書類(戸籍謄本等) ・預金者名義の当金庫の全ての通帳・証書・キャッシュカード ・代理人のお届け印鑑

本サービスのお取り扱い、最寄りの営業店にお問い合わせください。

2024年7月31日現在

※反社会的勢力の方の申込はお断りいたします。

※不動産管理でお困りの方、別途ご相談ください。